

佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格者の市内業者・準市内業者認定  
基準

(目的)

第1条 この基準は、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格審査要領第4条に規定する登録地区のうち、市内又は準市内を登録地区とする入札参加希望者の資格要件認定基準を明確にすることにより、不適格業者の入札参加を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 佐倉市内に本店(商業登記上の本店所在地が佐倉市内にあり、かつ、佐倉市内に常時契約を締結する事務所を有する場合を含む。)を有する者
- (2) 準市内業者 佐倉市外に本店を有し、佐倉市内に常時契約を締結する事務所を有する者
- (3) 常時契約を締結する事務所 契約の見積り、入札、契約締結及び履行など、契約の締結に係る実態的な行為を行う支店、支社又は営業所(ただし、建設工事部門にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けたものに限る。)

(認定要件)

第3条 市内業者は、本店において、市との契約締結について完結できなければならない。

2 準市内業者は、佐倉市内の常時契約を締結する事務所において、市との契約締結について完結できなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、市内業者又は準市内業者として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本店又は常時契約を締結する事務所(以下「事務所」という。)には、事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていなければならない。
- (2) 事務所には、営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し、常駐していなければならない。不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎや単なる連絡員を配置している場合は、事務所として認めない。
- (3) 建設工事部門にあつては、事務所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。
- (4) 測量・コンサルタント部門にあつては、事務所に営業活動を行い得る常駐職員(責任者において営業活動を行う場合にあつては責任者とする。以下同じ。)が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。また、

法令により技術者の配置が必要とされる職種にあつては、1人以上の配置がされていなければならない。

- (5) 物品部門及び委託部門については、事務所に営業活動を行い得る常駐職員が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。

附 則（平成18年9月1日決裁 18佐契第465号）

（施行期日等）

- 1 この基準は平成19年6月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 市内業者及び準市内業者の登録のために必要な準備行為は、この基準の施行前においても行うことができる。

附 則（平成18年9月25日決裁 18佐契第465号-2）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日決裁 佐契第914号）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。